




行動制限が緩和されました

全国的にワクチン接種が進み、検査体制の拡充、治療薬の普及などにより、今後、第5波以上の感染拡大が起こったとしても、感染リスクを低減しながら、経済社会活動との両立可能とのことから、11月19日に行動制限の緩和についての方針が国から示されました。これを受け、福島県においても同様の方針が決定されました。

行動制限は緩和されますが、コロナ禍前に戻ったわけではありません。今後も「感染を再拡大させない」感染対策をお願いします。

なお、県が現在示している方針は、感染が落ち着いている時の基本対策です。今後、感染が拡大した場合の対応については、改めて示されます。

感染が落ち着いている時の行動制限

		これまでは	これからは
飲食		時短要請なし 酒の提供可能 5人以上は避ける	時短要請なし 酒の提供可能 人数制限なし
イベントの 上限人数		「5000人」または 「定員50%」の多 い方	定員の100%
都道府県を またぐ移動		基本的な感染防止 対策を徹底した上 で制限はない	今と同じ

* 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合であっても、「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用により、人数制限等はなくなります。詳しくは感染が拡大した時に示されます。

ワクチン・検査パッケージ制度とは？

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている地域において、飲食やイベントへの参加、都道府県をまたぐ移動をする時に、「ワクチンを2回接種しているかまたは、検査での陰性結果」を条件に行動制限を緩和する仕組みです。

